

生徒指導規定（令和8年度版）

この生徒指導規定は、磯松中学校生徒が守るべき学習上・生活上のきまりとして、次の①～④の趣旨に沿って定めたものです。生徒一人一人が、磯松中学校の一員としての自覚を持ち、生徒指導規定をしっかりと守ることで、健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していきましょう。

- | |
|---|
| ① 学習に集中できる環境を整えるため
② 安心・安全で健康的な生活を送るため
③ 磯松中学校の一員としての責任感を養うため
④ 保護者の unnecessary 経済的負担を避けるため |
|---|

1 身だしなみについて

(1) 服装

- ・指定の制服を着用する。原則、期間は以下の通りとする。また、規定の名札を胸ポケットに安全ピンでとめる。
- ・夏服（6月～9月）肌着（白、グレー、ベージュ、紺、茶、黒）を着用する。
- ・冬服（11月～4月）
- ・移行の目安（5月、10月）

※授業に当たっては、整えた制服・指定された服装によって参加すること。

※スカートは膝が隠れる長さとする。

※肌着は必ず着用し、襟元から見えないものとする。

※冬期の服装等について

- ・登下校ではウィンドブレーカーを着用し、**防寒だけでなく、視認性を高め、事故防止に努めること。**
- ・セーター・ベスト・カーディガンは着用可とし、黒、グレー、紺色の無地(ワンポイントは可)で、Uネック若しくはVネックのものとする。着用するときは制服から出ないようにする。
- ・手袋とネックウォーマーは、華美でないものを使用し、白、黒、グレー、茶、紺色が望ましい。
- ・タイツは黒色とする。靴下も併せて着用する。
- ・ウィンドブレーカーは、教室内では脱ぐ。その他の防寒具は、グラウンドでの活動、登下校のみ着用する。
- ・オーバー、コート、マフラーは着用しない。

(2) 履物

通学靴・白色の運動靴。

靴 下・白、黒、紺、グレーの一色の標準的なもの。

- ・無地または、ワンポイントでくるぶしが完全に隠れる長さのもの。
- ・ルーズソックス、特殊な編み方のものは不可

上 靴・学校指定のもの。

(3) 頭 髪

- ・学習、スポーツをする上でふさわしい髪型であり、清潔であること。
- ・髪に手を加えないこと（パーマ等カールさせない。染色、脱色、そり込み、左右差・段差のある髪型、一部分のみを伸ばす、整髪料などは禁止。髪を立てない。）。

※髪は、目にかからないこと。目にかかる長さを超えた場合は、横の位置で黒いピン（アメリカピン及びスリーピン）を使用し留めること。

※髪が肩にかかる場合は、細いゴム（黒、紺、茶）で1ヶ所もしくは2ヶ所で結ぶこと。

その際、耳の上部よりも下の位置で結ぶこと。**左記の位置であれば、髪を丸めて結んでもよい。（お団子）ただし、髪がはみ出したりはねたりしないように、きれいに丸めること。**

※ツブブロックにする場合、横髪の長さは、**6mm以上とし、刈り上げの高さは耳の上部から3cm以内**とする。また、後ろ髪は段差を作らないこと。

(4) その他

- ・香水やマニキュア等は使用しない。
- ・眉は、変形させたり、薄くしたり、細くしたりしない。
- ・リップクリーム、日焼け止め、ハンドクリーム、制汗剤は、ルールを守って使用する。
※リップクリームは色のついていないもの。
※制汗剤は、匂いで気分が悪くなる人もいるので、無香料のものとする。なお、スプレータイプは、高温時の破裂の危険性があるため使用しない。
※制汗剤については、更衣場所または、お手洗いのみで使用する。
- ・指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、ミサンガ等の学習に必要なでない装身具は身に付けない。
- ・同様に、ピアスは身に付けない。そのために穴をあけることもしない。

2 カバンについて

- (1) 学校指定のカバン・リュックを使用すること。
- (2) スポーツバッグは学校指定のものを使用すること（特別な行事以外はスポーツバッグだけで登校しない）。
- (3) 学校指定のカバン・リュック及びスポーツバッグ以外の入れ物は使用しないこと。各カバンには安全に配慮したうえで、手のひらに収まる程度（**6 cm×8 cm×10 cm以内**）のキーホルダーを1つずつつけてもよい。それ以外のものにはキーホルダーを付けない。

3 登下校について

- (1) 必ず、指定された通学路を往復すること。
- (2) 交通ルールを守り、安全に登下校し、途中で、寄り道、買い食いはしないこと。
- (3) 8時までに登校し、8時5分には入室し、**8時8分には着席**、8時10分には、朝読書を落ち着いて行うことができるようにすること（朝練習がある場合も、7時より前には登校しないこと。）。
- (4) 下校時刻を守ること。

4 自転車通学について

- (1) 自転車通学許可範囲は、道のり1.5km以遠とする。
- (2) 自転車は華美な流行にとらわれず、質素で実用的なもので、ブレーキ、反射鏡、ベル、ライトが完全に整備されているシティサイクルとする（登録証の上部付近に、学校シールを貼る。住所・名前は記入しない。）。
※自転車置き場への格納が困難な電動アシスト式・ドロップ式・セミドロップ式・フラット式等のハンドル、7段以上の変速装置、サイドスタンドが装備されているものは、使用できない。
- (3) 必ずヘルメットを着用すること。
- (4) 自転車は所定の位置に整頓して置くこと。
- (5) 歩行者優先で、自転車乗車におけるルールを厳守すること。（左側通行、並列走行禁止など）
- (6) 横断歩道に歩行者がある場合には、自転車を降りて渡る。なお、正門前の横断歩道については、交通量が多いため、必ず自転車を降りて渡る。
- (7) 通学カバン・スポーツバッグは荷台にくくる（通学リュックを除く。）。

5 学校生活について

- (1) お互いに相手の立場を理解し、人権を尊重すること。
- (2) 所持品には、必ず、学年・組・名前をはっきり書くこと。
- (3) 学習に必要なもの以外は、持参しないこと。
- (4) 携帯電話（スマートフォン）は、持参しないこと。
- (5) 学校に納付するお金・**電話のためのお金（数十円程度）**以外は持ってこないこと。
- (6) 金銭の納付は、朝すぐに行うこと。やむを得ず、お金を持ってきた時は、理由を伝え、先生に預けておくこと。
- (7) **頭髪を整えるために手鏡・くしをもってきてもよい。手鏡・くしの利用は、更衣室、トイレ、手洗い場でのみ行うこと**
- (8) **休日の部活動には、疲労回復、適切な栄養補給のため、スポーツドリンクを水筒に入れ、もってきてもよい。**

(9) 特別教室や準備室には、無断で立ち入らないこと。

6 諸届について

(1) 次の場合は、保護者を通して、学校・担任に届けること。

- ア 病気や事故等によって欠席する場合。
- イ 遅刻や早退、欠課の場合。
- ウ 自分や家族に病気、けが、不幸のあった場合。

(2) 次の場合は、本人が学校・担任に届けること。

- ア 校具、窓ガラス等を破損した場合。
- イ 所持品や金銭を紛失した場合や、拾得した場合。
- ウ 登校してから下校時までで、校外に出る必要の生じた場合。
- エ 正課以外に学校の用具を使用する場合。
- オ やむを得ず、下校時刻を過ぎて、学校に居残る必要の生じた場合。